

社会福祉法人大山 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大山（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定、並びに定款施行細則第6条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 交通費については、実費弁償する。

(常勤役員、非常勤役員等報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

- 2 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づく旅費（交通費、宿泊料）及び日当を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 前条の規定にかかわらず当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(費用弁償)

第5条 法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月16日に起算し、翌15日に締め切り、翌月末とする。ただし、その日が金融機関休業日に当たる場合は、その前日とする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 平成28年6月1日施行、社会福祉法人大山役員等報酬規定は廃止する。

別表1 第3条（常勤役員、非常勤役員等報酬等の算定方法）

	業務時間	報酬額	備考
理事長	4時間未満	日額18,000円	賞与、退職金は支給しない、ただし常勤職員については業績により賞与を、理事長については退職時に評議員会の決議を経て慰労金を支給することが出来る。 第3条第2項に規定する出張旅費の日当は、日額5,000円とする。
	4時間以上	日額36,000円	
常勤役員		月額336,000円	
非常勤役員等	4時間未満	日額8,000円	
	4時間以上	日額16,000円	

別表2 第4条（当法人職員給与との併給）

理事	月額20,000円	賞与、退職金は支給しない
----	-----------	--------------